

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

菊池忠彦君の一般質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） おはようございます。大志会の菊池忠彦でございます。

あと3日をもって、東日本大震災より丸12年を迎えようとしております。改めて、犠牲になられた方々へ哀悼の誠をささげ、いまだ心の傷のいえない方々に対しお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に基づいて一般質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく3つのテーマについて議論させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

県道の街路灯について。

街路灯は、夜間の交通を円滑化し、同時に防犯や安全の確保、にぎわいの創出など、果たす役割は多岐にわたっております。当町の被災地区の街路灯は、震災後の復興計画に基づいて整備されたものですが、震災後の住民のライフスタイルの変化、また昨今の不安定な世界情勢を起因とするエネルギー価格等の高騰により、今後の街路灯の整備方針、在り方自体が問われるものと予想されます。

しかしながら、町民の安心安全な暮らしを守るという観点から、街路灯整備について改めて議論する余地があるのではと感じております。

そこで、次の点をお尋ねします。

県道231号吉里吉里釜石線の安渡地区、赤浜地区の街路灯の設置数が少なく、以前より住民から「道路が暗くて危険なので、街路灯を設置してほしい」との要望が出されております。一昨年6月定例会においても同様の議論を交わしましたが、その後、赤浜地区一部区間で街路灯が2か所設置されたことが確認されております。しかしながら、安渡地区から赤浜地区の防潮堤水門までの間は、夜間の照度不足は明確で、視認性が十分に

確保されていないのが現状です。県との協議状況を伺います。

県道231号線は児童生徒の通学路に指定されていますが、通学路における子供たちの交通・防犯上の安全確保の観点からも、県道の街灯整備は早急に検討すべきと思いますが、当局の御見解を伺います。

学校給食の残食対策についてでございます。

全国で学校給食から発生する食品ロス等の現状が問題視されておりますが、当町においても決してよそごとではないと認識しております。学校給食は保護者からの給食費及び町からの支出により児童生徒に提供しておりますが、言わば限られた財源により賄うことを前提としております。

昨今の食材価格高騰の影響を受け、給食の質の低下、また保護者が負担する給食費の増額が懸念されますが、限られた予算で給食の質を上げ、フードロスを減らすために町はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

続きまして、図書館の指定管理問題についてでございます。図書館指定管理をめぐる混乱を生じさせた本質的な問題は、条例改正を経ないことに起因しております。そもそも、当局と受託者との間で適正な事務が遂行されてこなかったことで、結果として議会への誠実な報告がなされてこなかったことが議会軽視であり、すなわち住民への背信行為であると断じざるを得ないと感じております。

条例改正を行ったからそれで終わりではなく、責任の所在を明らかにすることと、再発防止のための新たな仕組みづくりが求められ、かつ指定管理者制度そのものの存在の根底を揺るがした一連の騒動は、全国の指定管理事業の信頼を損なったという責任も町は負っていると思っております。

そして、何より重大なことは、本来法令を遵守するはずの地方公共団体が係る法律に違反、不正な行政を2年半もの間、違法に執行してきたという事実であり、その責任を現段階で誰も取ろうとしない町の体質に改めて異議を唱えるものであります。

このような、言わば大失態をさらしながら、2月6日に行われた記者会見での百条委員会を設置を求める町長の発言は、議会に対しての責任転嫁以外の何物でもありません。

そこで、図書館の指定管理問題に係る責任の行方について伺います。

昨年12月定例会においても同様の質問をいたしました。いまだ責任の所在を明らかにされておられません。町民、議会が納得できるような説明を強く求めるところでございます。

以上、3つの質問、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答をいたします。

初めに、県道の街路灯についてお答をいたします。

県道231号線の道路照明に係る岩手県との協議状況については、昨年8月8日に市町村要望として、県道231号線のほか、県道26号線の安渡橋から大槌橋までの区間においても同様に岩手県に対して要望いたしました。しかしながら、岩手県から、道路管理者として全国共通の道路照明設置基準に基づき設置していることから、要望箇所への設置は困難であるとの回答がありました。

町といたしましては、夜間における安全な交通を確保するため、道路管理者等との協議を進めながら、独自で街路灯や防犯灯の設置基準を定め、公共に資するよう照明施設を設置してまいります。

また、町教育委員会、学校、PTA、関係機関等と連携して通学路交通安全プログラムに取り組み、児童生徒の安全安心な通学環境の確保に取り組んでまいります。

なお、設置時期については、議員御指摘のとおり、昨今のエネルギー価格等の高騰もあることから、電気料等の維持管理費の大幅な増加とならないよう十分に検討し、順次設置してまいりたいと考えております。

次に、図書館の指定管理問題についてお答をいたします。

図書館の指定管理制度導入に係る条例の不備について、行政運営を預かるものとして真摯に反省するとともに、今回の事態を重く受け止めているところであります。また、町政に対する信頼を取り戻すことは並大抵なことではないと重々承知をしているところであります。

図書館の指定管理制度導入に係る条例の不備に係る地方自治法及び条例違反の期間の取扱いについては、「条例、規則の公布手続きの不備問題」の法的根拠がないまま事務が進められた点において共通していることから、「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」からの答申内容を参考としつつ、今後、議会と協議してまいります。

その結論を踏まえ、今回の不祥事に関わる職員に対する処分の実施については、外部委員を入れた職員懲戒分限審査委員会へ諮問した上で決定します。職員の処分実施内容を鑑みて、私と副町長の責任を明らかにしたいと考えております。

学校給食については、教育次長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 学校給食の残食対策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、昨今の食材価格高騰により学校給食の現場も影響を受けております。今年度につきましては、段階的に価格が上がってきたということもあり、調理方法の工夫とやりくりで給食の質を落とさず提供ができております。

しかしながら、来年度については物価が高騰した状態からスタートいたしますので、現在の給食費では質を維持することが困難となると予想されます。そこで不足相当分を当初予算に計上しております。

また、残食につきましては、残念ながら早急に改善すべき課題であると認識しております。残食が多い理由としましては、食材の好き嫌いによる偏食等が考えられます。苦手な食材も工夫・改善して、引き続き安心安全でバランスの取れたおいしい給食が提供できるよう努力してまいります。

なお、来年度は、これまでの発達段階に応じた栄養教諭による食育指導に加えて、学校ぐるみでの取組や、学校と家庭が協力して食育について考える機会を設けるなど、食育を重点に取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

議長にお願い申し上げますが、ここで順番を少し入替えて、先に図書館の指定管理問題についてやらせていただきたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） どうぞ。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

それでは、まずこの図書館の指定管理問題についてでございます。まず、質問に対する答弁を見て、私、率直に感じたのが、「重く」であるとか、あるいは「重々」という言葉を使ってはいるけれども、文字数が僅か400文字の答弁であります。町当局として、これだけ大きな問題でもあるにもかかわらず、改めてこの問題の重大さを認識していないのではないかというふうを感じる節があるわけでございます。

私の質問内容を精読してもらえれば、今回の問題がどれだけ悪影響を及ぼして、また単なる問題ではなくて法令違反という重大な過失があつて、そして何よりも違法な執行、すなわち町民の共有財産である公金が支出されてきたという事実がそこにはあるわけで

ございます。そこら辺を含めて改めて質問をさせていただきます。

まず、今指摘したように、「条例の不備」と表現している当局としては、2年以上も公金が支出されてきたことも含め、単なる条例の不備と捉えているのか。それとも明らかな法令違反行為だと認識しているのか、どちらであるかお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 当局。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、今回は図書館の指定管理に係りまして、図書館条例の指定管理に係る条例整備について不手際があったということにつきましては、大変申し訳なく重く受け止めているところでございます。大変申し訳ございません。

そこで、公金の支出の部分ということについてでございますけれども、まず指定管理を行ってきた部分の根拠となる図書館条例のほうの指定管理のできる規定を設けないまま指定管理を運営してきたということにつきましては、明らかに法令に違反しているということになります。それに対して、指定管理者に対して公金を支出してきたという部分につきましては、指定管理者と当町との間で協定を締結して、年度協定の下で公金を支出しているという状況にあります。その点につきましては、指定管理者と当町との間で協定に基づき対価として支払うという約束ができておりますので、その支出の部分については取引として成立しているというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 法令違反行為を自ら認めたと、これは大きな問題だというふうに思うんですね。役所での事業実施に当たっては事前協議が関係者で行われて、その協議の結果が仕様書などにまとめられて、主担当が起案者となって稟議書が作成されて、決裁を経て事業実施になるものと私は理解しております。今回の指定管理に関する決裁で、これは最終決裁者が誰であって、そこにどれだけのいわゆる管理職がいらっしやったのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めてください。（「議長、暫時休憩」の声あり）  
回答をお願いします。当局。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

大槌町文化交流センターの指定管理に係る公募のプロポーザル方針の採用というところで決裁いただいております。当時はコミュニティ総合室長と、あとは企画財政課長、教育長、副町長と、あと町長までの決裁をいただいております。また、その後なんですけれども、大槌町文化交流センターの指定管理業務のプロポーザルの公告というところ

で、こちらのほうについては北田所長の決裁でいただいております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

そこで、少なくとも今回の指定管理に関する事より以前、他の指定管理事業が当然あったわけでありまして、その事務手続を進める上で誰も条例改正がなっていなかったことに気づくことはなかったのか。私はこれに気づいて当然というふうに思うんですが、事務的手続上、その辺はどうなんでしょう。そこに気づく方というのはいらっしゃらなかったのか、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 当局。副町長。

○副町長（北田竹美君） この図書館条例の問題に関しましては、その当時の管理監督責任者は私でございますし、その事業を命じておったのは私であり、それから図書班長であり、上司においては教育長という体制、こういうことになっています。そこに気がつくかどうかという点においては、私以下の体制で気がつくべきことであったというふうに思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 最終的には管理責任者である副町長が本来であれば気づくべきだったと、そのように思います。

次に、監査委員にお聞きしたいんですが、監査委員は決裁書類をも監査しているというふうに思っております。この条例改正がなっていないことに関して、どういった御見解をお持ちになられているか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 監査委員。

○監査委員（北田和紀君） まず初めに、監査委員の職務につきまして地方自治法で定められておりますが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することとなっております。議員の御質問については、条例で定められていないこととなったものに対して監査委員として見解はどうかというふうに思われますが、条例の不備で行ったものであれば不適切な対応だったというふうに認識しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。不適切な対応だったと。

そこで、改めて伺いますけれども、今回の指定管理に関する条例改正を経ないでその委託料を支出した行為そのものは、私は法令違反というよりは違法な行為ではないかと

いうふう思うわけでありますけれども、これに関してはどのような御見解を当局としてお持ちになっているのか伺います。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めてください。再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 申し訳ありません。お待たせしました。

11月の18日の合同常任委員会のほうでも御説明しておりますけれども、条例の不備につきましては、地方自治法の第244の2第3項の規定により法令違反となりますが、協定、契約につきまして弁護士に相談したところ、有効というふうな判断をいただいております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 言っておきますけれどもね、即座に答えられない時点で事の重大さをまだ認識していないんですよ。行政執行の基本原則は地方自治法に幾つも条文が示されていると私は理解しております。この議場に、当局の皆さんは地方自治法や公務員法の法的資料というのはお持ちかどうか。私は今回、議員必携を持参しておりますけれども、この中の地方自治法の項に関して抜粋してきましたので、ここを読み上げます。公金の支出に関しては次のように明文化されているんですね。これを読み上げます。地方自治法第232条の3「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」、この支出負担行為、当然これ決裁処理はされていますよね。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

支払いの部分については負担行為を起こして、支出命令でお支払いしているところがございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

次に、支出に関して伺います。地方自治法第232条の4第2項「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない」ということではありますが、条文にある支出負担行為が法令または予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認

した上でなければ支出をすることができないであるから、法令に違反していないこと、債務が確定していることをこれは確認したのでしょうか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。再開いたします。会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 支出命令を確認する際は、支出負担行為の写しとその根拠となる資料を添付してもらって、確認して支出のほうをしております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

ここから先は地方自治法の第242項以降に詳しくあるんですけども、これより先はもう私が一般質問の中でやれる範囲ではないというふうに判断しますので、ここでこれに関しては終わりたいと思います。

しかし、ここまでの質疑の中で当局が答えたことは議場での発言であり、違法行為を自ら認めるような発言もあったということで、これは公式な記録として残るわけがございます。また、今回の不祥事が、最終的な処理という行方に関しては、最初の答弁にあったような次元で終わろうはずがないというふうに思うんですね。なぜなら、そこには公金の支出がなされているからでございます。町民の税金が支出されている、これに関しては重い私は事案として受け止めるべきというふうに思っております。

最後に、この公金が支出されたことに関して、町長はどのような認識をお持ちでしょうか。支出された公金はどうするのがよいのか、その見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり地方自治法上の、行政上の状況からすれば、法令違反、条例違反ということになりますので、これは大変なことだと、言語道断だという議員の御指摘のとおりだと私も思います。しかしながら、支出については、先ほど生涯学習課長が話したとおり、民法上の状況になりますので、契約上で支出されるということであれば有効だということではありますが、支出の在り方についてはしっかりとこれからのことをどう処理するのかということは、行政もそうなんですが議会との協議の上進める必要があるだろうと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。今後も、様々な疑念がある中で、しっかりとそこを私は明確にしていきたい、今後も引き続いて調査などをしていきたいというふうに思っております。

次に、副町長が先ほど自らの責任もお認めになったということもありまして、関連してその当時の副町長の人事について伺いたいというふうに思っております。まず、副町長は、前町長時代に専門的なスキルを生かして町のホームページを復活させるということで、任期付職員として着任したというふうに伺っております。これは間違いない事実でしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私が役場に勤める前に、ボランティア活動で町のホームページ等を作ることにお手伝いをしていたということがあって、その流れの中で役場の情報処理システムというところの仕事をさせていただきたいという御依頼があったということは事実でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。その後、現平野町長体制になってからは、私、資料を取り取り寄せていますけれども、一度別の部署に異動したと私は認識しておりますけれども、それは何のために部署を異動して、何をするためにその部署に異動したのか伺います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私が役場に勤めたのは、記憶によりますと7年、8年前の6月であったと思いますが、当時は情報システム班長、それから2か月後に9月に総合政策部のまちづくりの担当をしておりました。その後に公民連携室というのが当時ございまして、これは今のおしゃっちの建設をする部署でありましたのと同時に、震災伝承の仕事をする部署でもありました。ということで、総合政策部に配置替えになって一、二か月だったと思いますが、公民連携室長も拝命をし、以後おしゃっちの建設、3年かかりましたけれどもそれに携わったと。それと同時に震災の伝承の仕事も行ってきたと、こういう経緯がございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

任期付職員に関しては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の第3条にあるように、できる職員がいない、養成する機関がないなどで、外部から専門的なスキルを持った人を採用することと私は理解しております。条文には異動させてはいけないなんては書いていなくて、それはなぜかという、その仕事をこなすために持つ

ている専門性で働くことなわけであって、その業務が終わればその人は当然離職というふうになるのではないかなと私は認識しておりますけれども、それを異動させるということはですよ。最初に雇用したそのホームページを立ち上げるとかそういった関連の目的とは異なることから、改めて公募が必要になるのではないかなと私は思うんですが、そもそも別の部署に異動になる前に、一度解任されてから新規で任期付職員として採用されていけば問題ないでしょうけれども、その辺の事実関係はどうなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） まず、事実かどうかということについては、任期付職員を解任されたかどうかについては、私はその指名を受ける側の者でございますので、役場のその辺の人事の在り方、あるいは任命の仕方についてはあまり詳しくないので、これは総務課のほうに答えさせますが、いずれ6月に当役場に赴任をし、2か月後に総合政策部に移ったと。その際には総合政策部のまちづくり担当の推進担当というような任命書を受け取ったことは記憶にございます。

○議長（小松則明君） 忠彦議員。時間を止めてください。今の質疑の部分で、総務課長にも答えさせますか。

○1番（菊池忠彦君） お願いします。

○議長（小松則明君） 再開いたします。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） すみません、時間をください。

○議長（小松則明君） 時間止めてください。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、任期付職員の異動の部分についてでございますけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の中で、任用の制限というのが第8条にございます。この第8条の中で、異動させる場合、ほかの職に任用する場合に、その他特定任期付職員または一般任期付職員の任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期中にその職に任用できるという規定がございます。その中で、総合政策課のほうに異動があった理由でございますけれども、その先の業務のほうで、震災アーカイブ事業であったりだとか、そういう震災記録誌の事業であったりだとか、そういったところでICTの観点で事業内容をよく知っていることが必要ということで、同じスキルを活用して職務に当たらせることができるということを根拠に異動させているというものになります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番(菊池忠彦君) 制度的には問題ないというふうに言わんばかりでございます。少々震災伝承がデジタル的な部分でも必要なんだと、関連づいているから継続して任期付職員として異動するのは問題ないんだというふうに今私も理解いたしました。これが不正というふうなことには当たらないんでしょう。恐らく制度的には問題ないということなので、ただ全く専門性を持たずに指定管理を進めた結果、公金の違法行為と気づかずに今回のこの大きな問題になっているというふうに私は認識しているんですけども、その上で公金の支出が伴った支出命令に関わった副町長が私は犯した罪というのは重いというふうに思うんですね。

そこで、副町長の改めて責任の所在をお聞きしたいと思います。これは12月の一般質問の際にも同じことを聞きました。失礼ながら私は辞めたほうがいいんじゃないかという乱暴な言葉も確かに使いました。ただ、ここではそういった乱暴な言葉を使おうということではありません。あなたがどのような考えを持って、例えば条例、規則の未公布問題、これ昨年の3月の時点で町長が3か月の、たしか3か月と言ったと思うんだけども、報酬の減額を提案すると。結局これは通らなくて、それはもう勇み足過ぎるということで議会の反発があり、それは取り下げたわけなんだけども、そういうふうにあなた自身がどうしたいのかということをお聞きしたい。12月の定例会の際にもあなたが言ったのは、町長に任せてあるんだと。いや、それは違う、あなたのことでしょ。どうしたいのかというのを、まずその責任の所在をお聞きしたい。

○議長(小松則明君) 副町長。

○副町長(北田竹美君) 本件につきましては、ただいま私は副町長という任にございますが、本件に関しては、当時、教育委員会の職にあり、部にあり、課長職という点において条例の違反をしてしまったということについては、管理職としての監督責任があるという認識でございます。現在においては副町長という立場で、一旦は過去3年前の課長職を一旦辞して、そして副町長になったという経緯はございますけれども、監督職であった時点での責任というものも感じつつ、なおかつ現在副町長という任にあるということについては、道義的責任については心から感じており、申し訳なく思っております。

具体的にどうするかということにつきましては、その道義的責任を減給なのか、あるいは辞めるのかというような具体的な話に今なっておりますけれども、先ほど町長から答弁がございましたとおり、条例の違反、条例の効果がどこまで行き渡るかという法的

根拠をまず示すことが大事ということと、それとも分けて、副町長として当時課長職にあった者の監督責任はどのように自らに処すべきかということについては、先ほども町長の説明にあったとおり、条例の違反の効果の波及程度等も含めて、これは私だけではなくて、その当時の職員についても処分をしなければいけないということもございますので、きちんと具体的な理由をもって、それが見えた時点で私の処分を考えていかなければいけないというふうに思っております。ですから、今この時点で例えば減給何か月とか、あるいはもう辞任をするんだということについてはなかなか言及が難しいという状況にあらうかと思っています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） どのようにするというのは、やはりそういう御自分の責任の所在というのを明確にするというのは、私は必要なことだと思うんですよ。もちろん、今後様々な条例、規則の未公布問題、それから消防訓練の問題であるとか第三者委員会2つ設置してあるので、そういった部分の答申を基に今回のこの事案の責任の所在も決めていくんだと。これは12月の定例会の際にも申し上げたのは、やはり副町長自身の問題であると。それをどのように御自分で町民に対しても発していくのか、私は一番そこが必要だと思うんです。

それで、質問の中でもこれは触れておりますけれども、町長の1月の合同常任委員会の終盤に、閉会間際に町長の文書の読み上げ、発言があったわけです。その部分を読み上げますけれども、「また、さきの令和4年12月定例会一般質問において菊池議員から、北田副町長が官製談合防止法違反の首謀者と決めつけるような発言等、地方自治法における百条委員会を設置するとの意味合いで発言があったと記憶しております」と。これに関して私ね、これまで口を閉じてまいりました。それというのは建設的な議論をしたかったというのがまず一つ、言った言わないの話でこの話に乗っかって、マスコミであるとか様々な場所で口を開くべきではないと。それはさらにこれに関して混乱させる一つの要因になるのではないかと、そういう思いがあったので私これまで口を閉じてまいりました。しかしながら、今日この議場で、そして傍聴されている方々もいます。テレビで御覧になっている方々もいる。ここで私はこの町長の発言を撤回していただきたく、あなたと議論をしたいと思います。

そもそも百条委員会設置に関して申し上げますと、まず百条委員会に関して一番最初に言ってきたのは町長でございます。10月の合同常任委員会の閉会間際に、10月の合同常

任委員会というのはこの図書館の条例の未公布問題が発覚した、そういった説明があった常任委員会でした。その中で、当局とすれば新たに第三者委員会を設置したいんだというような旨の発言があり、それに対して各委員から反発があったわけですね。これまで2つの第三者委員会を立ち上げているのに、設置しているのに、なおかつまたお金をかけて設置するのかという反発があったことに対して、町長が閉会間際に「百条委員会をせめて設置してください。そこで明らかにしましょう」という旨の発言をされたんです。それに関して総務教民常任委員長から「それは町長が決める話ではない。それは議会が決める話なんだ」というふうに一蹴されて、あなたは謝ったんですよ、そこで。勇み足だったと、発言が少し不適切だったと。

私の12月定例会の一般質問の百条委員会についての言及は、町長のその発言を受けての言及でございます。しかも、私は百条委員会を設置するなんて断言していません。私が申し上げたのは、やぶさかではないですよというふうなことは申し上げました。やぶさかの意味分かりますよね。断言している話ではないです、前向きですよという話です。しかも、それは自分が決める話ではない、それは議会が決める話なんだと。だから、これ以上ここでの発言は控えたいと思うというのは、しっかりこの会議録にも載っておりますし、またユーチューブの動画にもしっかり上がっております。それを踏まえて、私のどの部分が百条委員会をやると断言したというふうにとれるんですか。そこを説明願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今、菊池議員とのやりとりの中で、やはり様々な前後の話があって、勇み足の話も十分承知をしております。しかしながら、やはり談合問題が提起をされながら、おしゃっちに関わっては、そういう発言の中でやぶさかでないという部分も確かに承知はしています。しかしながら、やはりこういう話を進める中では、百条委員会においてもしっかりと話ができたらいいだろうということで私が発言をさせていただきました。しかしながら、その後の様々な議会とのやり取りの中で、百条委員会についてはやはり議会での意向でありますので、それについては十分承知をしておりますので、これからについては百条委員会については私のほうでやらないということについては承知をしておりますので、それはそれとして承りたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 町長、答えになっていないです。私が今聞いたのは、菊池が百条

委員会をやると言ったんだと、この町長が読み上げた文書というのは、たしか次の日には役場の班長クラス以上にはもう回っていますよね。役場の職員の方々は恐らく菊池は言ったのにやらない人間なんだというふうに思われるし、これは私の名誉に関わる話です。取り消してください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 指摘があったと記憶していますと私も言っていました。その中には、菊池議員とのやり取りの中で私は百条委員会ありきという部分を感じたので、しっかりと指摘をされたと認識して、私が発言をして文書にしたということになります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） いや、それは理由にならないですよ、この文書の内容を見るとね。この文書を見ると、菊池が百条委員会をやると言ったんだ、だから議会は責任を取って百条委員会を設置しなさいよと、そういうふうにとれる旨のこれは発言なんですよ。だから、私はやれないことは言わない。やれることは言いますよ。ただやれないことは私だって断言しないですよ。だから、私の名誉のために取り消ししてくださいと言っているんです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私が話したのは指摘があったと記憶しているということですので、その部分もしっかりと文書にしていますが、菊池議員とのやり取りの中で私自身がその旨を思っているんだということを感じて話をしました。菊池議員がそうではなかったということで話ししますが、私自身がその部分では感じ取ったということになりますので、ぜひ百条委員会を設置してもらえよという形で話をさせていただきました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 実際問題、町長が発言したことによって、私が百条委員会をやると言ったんだと。だから、その責任を取って議会は百条委員会をやらなければいけないんだと、これを繰り返して申しますけれども、そういうふうにとっている方々というのもあるんですよ、実際問題。だから、私は自分の名誉のために、先ほども言っているとおり、やれないことは私は言わないんですよ。やれることは断言しますよ。だけれども、やれないことは私は言わない。それをしっかり覚えていただきたい。

官製談合防止法に違反の首謀者と副町長を決めつけるような発言があったと。これに関しても私は申し上げますけれども、いろいろな様々な疑念がある中で、「これって官

製談合とは言わないかもしれないけれども、申合せと取られてもしょうがないですよ」というような私は発言をしている。それはいわゆる官製談合と言ったら、その後、自分がどういう責任を取らなければいけないかというのも分かりますよ。こういった議会の場で私がそういった言葉を断定したのならば、それは私も責任取らなければいけない。だけれども、そこは私だってぼかして言っているんですよ。申合せと取られてもしょうがないですよ。これは副町長に関して疑念を持って私は疑問を呈している。

議論の原点というのは、こちらが疑問を持つ、それに真摯に応える、これで議論が成り立つわけではないですか。その上で、例えば官製談合防止法に違反するのではないかという言葉を使ったというのなら、それは荒っぽい表現かもしれないけれども、官製談合という言葉は一言も使っていない。申合せという言葉は使ったけれども、官製談合防止法に違反しているなんて一言も言っていないですよ。御見解を求めます。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私の見解というよりは、そのときに議会で菊池議員がそのような発言をされたということは議事録に残っておりますので、その言葉どおりだというふうに理解をしております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私もね、今回のことでもしかして失言があったのではないかと、何度も私も動画も見直しました。ところが、私が言っているのは、「入札に絡んだことではないので官製談合とは言わないかもしれないけれども、これは申合せと取られてもしょうがないのではないんですか」という疑問を投げかけているんです。これのどこが官製談合だと私が断定しているんですか。取り方がおかしいと思いますよ。何度も言いますが、断定した後、自分がどのような発言に対して責任を持たなければいけないかというのも私も分かりますよ。だから、あえてぼかしている部分もあるし、そうではないですかという議論をしているわけです。そこを御理解願いたい。

その後の合同常任委員会の際でも、私も官製談合にこれは当たるのではないですかという発言もしました。けれども、そういう疑念を持ってそれを明らかにしようとするのは我々議員の本分ですよ。我々議員がしなければいけないことですよ。なぜかと言ったら、それは町民に負託を受けているのが我々だからですよ。疑問を持ったら、疑問を呈して、そしてそこを明らかにしていくのが我々の職務なんです。だから、その辺は御理解願いたい。その上で、乱暴な言葉ですよとか、それは言っては駄目なんではないです

かという部分に関しては私も受け付けますよ。ただ一方的にこういう形で文書にして、しかも記者会見まで開いて、私の名前も個人的に言っている。いいですか、これはいじめの原理ですよ。言ってもないことを、そして私が思ってもいないことを菊池が言ったんだと。だから、おまえが悪いんだと。まるでそういうふうにとれるような、いじめの原理ですよ、これは。そういったことは今後ないようにしていただきたい。

そして、この人はどういう真意で言っているかと、恐らくそれが反問権とかそういうことになってくるんでしょうけれども、その反問権に関してはこの後、芳賀副議長が詳しくやると思うので、それはそちらに任せたいと思いますけれども、とにかくそういう部分をしっかりどういう意図で言っているかということのを酌み取って発言していただきたい。いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 菊池議員のお話は十分承知をしました。やはりきちんとその辺は、決して本会議だけではなくて、常任委員会も含めて様々な形で発言をさせていただきました。お互いに責任を持って発言をしていますので、議員指摘の部分も承知をしながら、また私たちもきちんと対応しなければならないということは十分承知していますので、言葉も含めて、このことについてはおしゃっちの問題が、やはり運営そのものも色々指摘をされ、その後に条例の指摘もあり、疑義が生じて議会として様々な形で問うているという、それに私たちが答えていくという形ですので、これはここで終わりではありませんので、これからもきちんと対応させていただきたいと思います。

また、談合問題等、様々な形で話が出たということ承知していますので、こういう文書も含めて十分に気配りをしながら、議員と行政とが対話できるような体制づくりこそが私の仕事だろうと思いますので、その部分についてはしっかり反省をしたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） しっかりとお願いします。副町長も今隣で本当にうなずいておりましたけれども、私そう思いますよ。建設的な議論をもっと私は望みます。もちろん発言の中で荒っぽい言い方とか、それは不適切だというような表現もあるのかもしれない。でも、疑問を呈することを当局に対してそれを申し上げるのが我々の仕事なので、そこはしっかり理解していただきたい。その上で違うのだったら違うとはっきりおっしゃればいい。ただ今回の場合は、それでもなおかつこういう発言が出てきたということに関

しては新たな資料が出てくる。その資料に関して、新たにまたこれは談合と言われてもしょうがないのではないですかと、そういうふうに疑問を呈しているわけです。そこで議論が成り立つと思うんですね。建設的な議論をしましょう。

続きまして、給食の残食問題の再質問をさせていただきます。

まず、誤解のないように申し上げますけれども、栄養教諭をはじめとする学校給食に関わる方々は一生懸命献立を考えて、児童生徒さんたちにおいしく給食を食べてもらおうと日々努力されております。そのような方々の努力を無駄にしないためにも、残食は減らさなければいけないというふうに思っております。

まず、残食の一番の問題点は、児童生徒が栄養の必要量を摂取できないことであって、発育面においても悪影響であるというふうに考えられます。この事実を当局がしっかりと認識し、危機感を抱いてこの問題に取り組むことが最も重要であると考えますけれども、この辺の御見解を願います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

ただいま菊池議員がおっしゃるとおり、今子供たち、成長に大事な栄養を給食から取っております。食育の観点からも、きちっと食べてもらえると、そういうのがすごく大事だと私も認識しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この御答弁を見ると、残食の原因が児童生徒の偏食によるものというふうに考えている節がありまして、私は決してそれだけではないと思うんですね。残食の減少がこれだけでは期待できないというふうに思っております。そうなる様々な取組が必要であって、例えば給食時間の確保、これはたくさんの保護者の方から私伺うんですけれども、給食の時間が短いのではないかと。たしか今15分だと思うんですけれども、違いました。給食の時間が非常に短くて、そのために食べ残す児童生徒もいるというふうに思われます。ちょっと15分という部分に関しては私の勘違いかもしれないから、今もし時間が分かるのであれば訂正願いたいんですけれども。そこで、現状よりも長めに給食時間を取るというのも、これは残食を防ぐ一つの非常に有効的な手段だと思うんですが、この辺の御見解はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

給食時間につきましては、準備、片づけも含めるということですので、実質食べる時間がもしかしたら準備が遅かったりすると15分になることもあると思います。それで、あと時間的な部分でございますが、やはり低学年、準備・片づけに時間かかりますので、そこは担任外が入って指導したりとか、支援員もいますので、そういった大人が力を貸して準備しているところでございますので、もしもそういう時間がかかるという現状がございましたら、学園と相談して時間を変更するというのも検討しなければならないと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ぜひ、これは見直していただきたいというふうに思うんですね。

我々大人もそうなんですけれども、個人個人やはり食する時間というのはそれぞれなわけですよね。食べるのがゆっくりな方もいらっしゃるし、また異常に早い方もいるという、大人もそういう状況なので、ましてや子供たちとなると、やはり低学年になればなるほど時間をかけてゆっくり御飯を食べさせて食事を取らせてやるのが、私はこの残食を減らす結果にもつながっていくのではないかとこのように思っております。

そこで、アンケートなどの実施というのも私は有効な手段だと思っております、児童生徒、保護者へのアンケートを実施して、残食の原因であるとか、あるいは不人気メニューと申しますか、子供によってはこれが食べられないとか、少し人気がないメニューというの中にはあると思うんですね。そういうものを洗い出して、保護者のアンケートの中から残食の原因というのが発見できれば、これも私はぜひ実施していただきたいというふうに思うんですが、これはどうでしょう、アンケートに関して。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 来年度、学校ぐるみでという取組をお願いしているところでございます。アンケートも含めて検討をお願いしたいなと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ぜひ、アンケートを実施したほうがいと強く申し上げておきます。

それと、昨日の阿部俊作議員の質問とも少しかぶる部分があるんですけども、給食の完全無償化というのは、これは財政的にも難しいという部分もあるのかもしれないけれども、ただ、町が負担して給食の質を向上させることによって、より魅力的なメニューを提供することも残食を減らす対策になるのではというふうに感じております。この

物価高に賃金が追いついていないなどの現状では、給食費の値上げで保護者の負担が増すという施策はやはり理解を得られないという部分があると思うんですね。その辺の御見解というのはどうでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） ここは慎重に検討しなければならない部分だと思っております。実は、平成16年より大槌町は給食費値上げ据置きになっております。来年度は、回答にもございましたけれども、一般会計のほうから160万円ほどですかね、計上させていただいております。再来年度ですが、やはり物価の上昇とか経済状況を慎重に見極めて、ちょっと給食費のほうは検討していかなければならないなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 非常に残念ではあるけれども、昨今の世界情勢、それから物価高の状況を見ると致し方ない部分もあるのかなと思いつつも、ただ値上げというのが先ほど申し上げた魅力的なメニューの開発につなげたり、子供たちの残食につながるような支出にぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、ごみ問題に関して少し伺いますが、当然残食が増えれば増えるほどごみを輸送する量というのも増えていくわけですよ。そうすると、ごみを処理する施設のほうでもやはり受入れのほうでごみの処理という部分においてコストが上昇していくのでは、そこに繋がっていくのではないかと思います、その辺の御見解はいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 産業廃棄物ということで一括処理しておりますので、量的な部分ではコストが増すということは今のところございません。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

それでは、県道の街灯についてでございますけれども、これは少し時間がないので、また予算審議の中でいろいろ質疑をさせていただくんですけれども、教育委員会に対して通学路であるこの県道について少しお話ししたいんですけれども、ある保護者の方から私言われたのが、県道を通ることによって児童生徒の交通安全、安全上の問題があるんじゃないかと。あるいはその街灯について、それに関して学校に相談をしたならば、学校のほうでは学校に言われても困ると、それは役場に言ってくださいと言われたよう

な発言をされたというんですね。これってでもどうなんでしょう。私はこれは非常に保護者に対して、保護者は子供たちの何かしら問題があれば学校に相談するのがこれが常でございますので、それをやはりどういったやり取りがそこにあったか存じ上げませんが、役場に行ってくださいというのは少々荒っぽいのではないかなと思うんですが、この辺の御見解はいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりかなと思っております。やはり保護者としっかり対話をしながら学園のほうでいろいろ検討していくと、またはそれを委員会のほうに要求していくと、それをまたさらに首長部局のほうにお願いしていくというところの流れをしっかりと確認していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ぜひその部分はしっかりと保護者が納得するような対応をお願いしたい。そこは学校にもしっかりと周知していただいて対応願いたいと思っております。

最後に、ちょっと時間があるので、街灯について最後にお聞きしたいんですけども、これは順次整備していくという御理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

順次、そうですね、計画的に電気料の高騰等もございますので、そういったところも十分に検討しながら、公共に資する部分、あと安全に事故がないような、資するような部分にしっかりと設置していきたいというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 県道ではあるけれども、やはり利用するのは町民であり、またそれは生活道路にもなっているわけですから、しっかりとこれは対応していきたい。予算上、一気にこれを整備するというのは恐らく難しいんでしょう。けれども、順次、例えば今年度はここからこの区間というふうにやっていくのは必要でないかと思っております。

私の質問を終わります。時間が来ました。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

11時35分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時24分

再開

午前11時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほどのサイレンは、安渡地区の下草が燃えたということで、5平米程度ということで、鎮圧状態だということで一安心したところであります。

それでは、通告に従いまして読み上げさせていただきます。

1番、大槌町指定管理の問題点と課題について。

常任委員会で審議されてきた指定管理の問題点をどのように捉え、その課題解決に向けた今後の取組などについて伺います。

まず初めに、これまでの常任委員会などにおいて、「議員からの指定管理団体との協議の在り方に関する疑義について、総務省自治行政局長通知（平成15年7月17日付・平成22年2月28日付）を読み込み解釈し、その通知に基づいて運用してきた」との答弁でしたが、今日までに国などへ、町と指定管理団体との協議の在り方について照会して、見解を問うたことがあるのか伺います。

また、私が論じてきた点は、大槌町文化交流センターおしゃっちの指定管理者選定に係る疑義について、もう一つは毎年上昇する管理料の在り方についてです。

これまでの常任委員会では、平成15年及び平成22年の総務省からの通知において、指定管理料については「協議」して決めることになっているとして、この総務省の通知を根拠に、町と指定管理者における「協議」について「問題ない」と答えておりますが、その総務省の通達は「条例で規定すべき事項」となっており、それぞれの自治体で条例に規定した上で規則やガイドラインを定めて運用してくださいという趣旨のものだと私は解釈しておりますが、大槌町における施設の指定管理に関する条例や規則の現状とガイドラインの有無について伺います。

また、この「協議」についての解釈ですが、これまでの町の説明や答弁から推察するに、私の解釈とは大分かけ離れているように思います。常任委員会においても、町と議会側の解釈がかけ離れていたことから、この「協議」について多くの時間を費やして議論してきました。再度、確認の意味で伺いますが、町は「協議」についてどのような解

積をしているのか伺います。あわせて、これまでの指定管理者との協議において、町側から積算額や積算単価の提示をしたことがあるのかについて伺います。

2点目であります。質問権の付与について。

2月15日に、町長から質問権（以後、反問権）——正式には質問権という言葉がございませんので、議員必携には反問権という言葉がありますのでそちらのほうにさせていただきます——の付与を求める要望書が議会に提出されました。要望書には、「大槌町文化交流センターおしゃっちの指定管理問題がこのような事態に至ったのは、行政側（執行機関）に質問権がないために議会の真意を確認できないことから、論点・争点を明確にできない現状が原因の一つであると考え」と記載されておりました。

反問権とは、町長等執行機関及びその補助職員が議員の質問及び質疑の論点を整理し、趣旨を確認することをいい、反問することにより論点・争点を明確にし、議論を深めることができると説明されております。一般質問などの質疑においては、答弁の冒頭に質問の内容・趣旨を確認した上で（「何々についての質問と理解します」や「何々という趣旨のお尋ねでよろしいでしょうか」といった発言）、答弁を行う例が当議会でもあります。また、議長が議員に対して趣旨確認する例があり、これは議長が議事整理権を駆使して議論がかみ合うように的確な答弁を促しているものであります。

私は、今回のおしゃっちの指定管理問題においてこのような事態に至ったのは、そのことが原因ではなく、当局の事務処理の在り方に不備が多くあったがために答弁に苦慮していると思っております。

また、現在、一般質問については、開会前より10日、一般質問が行われる日からでは2週間ほど前に議員から提出された質問の全文を町に提示しており、質問の趣旨などについて問い合わせる機会と答弁作成の十分な期間が確保されており、一般質問の際には質問と答弁のやり取りがスムーズに行われるものと思っております。

しかし、反問権を付与することにより、事前通告を行う必要がなくなる可能性もあり、一般質問の当日や直前に通告する運用が想定されることから、答弁をする課長をはじめとする職員が大変な思いをするのが目に見えております。さらに、議会運営においても、答弁に詰まったり、資料確認などのために度々進行が止まるような事態が予想されることから、さらには正確な答弁が得られない可能性も考えられます。

以上のことから、反問権を付与することはお互いにとって望ましいことではないと思っておりますが、いま一度当局の見解を伺います。

3点目であります。大槌高校の魅力化構想について伺います。

令和5年度のはま留学生5名の受入れ環境について、二転三転したものの、最終的にはベストな状態で決着したように思いますが、あまりに行き当たりばつり的な印象があり、はま留学については根本的な考え方を整理すべき時期と考えます。

その要因として、令和6年度末で国の補助事業が終了することにあります。財政的にも継続が可能か判断しなければならない時期だと思えます。県立高校である大槌高校と町の関わり方、そして、はま留学の必要性とその内容、町への効果などなど、様々な視点からのこれまでの評価と今後の方向性について伺います。

4点目であります。町長の施政方針について。

施政方針で、「2期目の任期満了を目前に控え、これまでの取組をさらに確実なものへと発展させ、人と人とのつながりを大切しながら「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち大槌」を実現させる」と述べておりますが、2期の選挙公約とその実現についての自己評価を伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大槌町指定管理の問題と課題についてお答えをいたします。

現在、公の施設に関する指定管理者制度については、大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則及び大槌町公の施設に関する指定管理者制度導入指針に基づいて運用が図られております。

しかしながら、大槌町文化交流センターおしゃっちの指定管理者選定及び指定管理料を協議して決めることについて、常任委員会で議論となったことを踏まえ、公の施設に関する指定管理者制度の運用において想定される事務処理についての考え方及び標準的な取扱いを示すガイドラインの整備が必要であると考えております。

また、公の施設について、指定期間中における指定管理者による適切な管理運営を確保するため、町と指定管理者の両方で管理運営に係る課題等を把握し、今後の改善に向けた取組に生かしていくことを目的としてモニタリングを実施し、評価結果を公表していくことが必要だと考えております。

指定管理者の指定は地方自治法に基づく行政処分であり、管理業務の実施に当たっての詳細な事項については、町と指定管理者との協議により協定を締結することが認めら

れております。令和元年12月大槌町文化交流センター指定管理者募集要項にもその旨を記載しております。このことから、管理業務の実施に係る協議の過程において、町から指定管理者に対して、積算額や積算単価を提示することも認められると解釈しております。

議員御指摘の平成15年7月17日付、総務省自治行政局長通知にある「地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めること」を条例で規定する必要性については、現在、県を通じて総務省に対して照会中であります。

次に、質問権についてお答えをいたします。

大槌町文化交流センターの指定管理に関して、令和4年12月定例会及びこれまで3回開催された合同常任委員会の中で議員・委員の皆様から御指摘をいただいたことに対して、誠心誠意説明を行ってまいりました。これまでの議会や常任委員会において、議員・の皆様からいただいた質問・質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認できないまま答弁していることで、御理解を得られない状況が続いた事態を踏まえ、答弁の的確性を期するため、行政へ質問権を付与することについて要望するものであります。行政といたしましても、議会運営が円滑かつ効率的に図られることを望むものであります。

議会と行政の関係は、車の両輪と例えられます。何よりも対等な立場でお互いに尊重し、議論し合いながら、地方自治の適切な運営を実施することが大切であると考えているところであります。

次に、私の施政方針についてお答えをいたします。

私は、町長就任以来、常に町民が主役の町政運営を心がけ、議会をはじめ町民の皆様と一緒にまちづくりを進めてまいりました。

1期目となった平成27年からの4年間では、私のかじ取り役としての責任と、復興を一日でも早く成し遂げる覚悟を持ち、今後の10年、20年先を見据えた事業の選択と集中を図り、様々な取組を進めてまいりました。

特にも、町のにぎわい創出のためには、土地区画整理事業で整備した町の顔となる中心市街地及び各地区の中心地の再生が必要と判断し、住民や商業者、事業者の集積を図るため、土地利用を可視化した「見える化図面」を公表し、空き地バンク制度及び宅地取得補助制度、住宅建設補助制度を創設し実施してまいりました。

また、私の公約であった旧役場庁舎の解体につきましては、町民の皆様、議会の皆様の様々な意見をお聞きし、議論を重ね、決断と責任の下、着実に進めてまいりました。

2期目となった令和元年度からは、町の行政経営の基本方針を示す最上位計画となる第9次大槌町総合計画の策定年度であり、基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現に向け、取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な場面において行動が制限されるなど、大きな影響を受けた期間となったことは言うまでもありません。

このような状況においても、第9次大槌町総合計画に基づき一日も早い復興の完遂を目指し、「産業・観光」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「安全・快適」、「地域振興・行財政運営」などの各施策を展開することにより、「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現に向け、成果が表れているものと自己評価をしているところであります。

特に、人口減少に対応した地方創生への取組として、「岩手ジビエ大槌鹿」や「岩手大槌サーモン」、そして大槌高校魅力化事業などを推進してまいりました。

岩手ジビエ大槌鹿や岩手大槌サーモンにつきましては、生産拡大、販売促進等の側面支援に取り組むとともに、地場製品の生産性向上、安定収量を実現し、一次産業従事者の所得向上を目指し、関係機関と共に取り組んでまいりました。

大槌高校魅力化事業につきましては、大槌高校の学びや生徒の取組を町内だけでなく全国に発信し、町外から生徒を受け入れることで高校及び地域の活性化を図りました。

第9次大槌町総合計画に掲げる6つの基本方針に対する各種施策や地方創生への取組を実施することにより、多くの面で政策的な進展を図ることができたとともに、令和元年度の所信表明で申し上げました、「私たちの今」ではなく「子供や孫たちの未来」につながる町政の運営について、一定の実現が見られていると思っているところであります。

一方、条例、規則の公布手続の不備、消防計画の未作成、図書館の指定管理者制度導入に係る条例の不備など、度重なる不適切な事務処理が発覚いたしました。本来、地方自治法等の法令に基づき、適正かつ適切に町行政を執行すべき立場にもかかわらず、このような事態が生じたことを重く重く受け止めております。改めて、職員の地方自治法等への理解を深めて、事務を適切に執行していくための対策を講じるなど、再発防止に取り組んでいるところであります。

大槌町の重要課題となっている人口減少対策や少子高齢化対策をはじめ、地場産業の

拡大、防災・減災対策、子育て環境の充実などにつきましては、継続した取り組むべき課題と認識しております。

これらの課題につきましては、引き続き任期中に前進を図り、各種施策を確実に進め、持続可能な大槌町を目指し、議会をはじめ町民の皆様と一体となってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

大槌高校の魅力化構想につきましては、教育次長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 大槌高校の魅力化構想についてお答えをいたします。

はま学生の受入れや受入れ体制については、適時協議、御説明、御報告申し上げてまいりました。今回の変更は、受入先として予定していたアパート下宿から、家族に体調面の不安が生じたことにより辞退したい旨の申出があったことによるものであり、急遽変更となったものであります。

大槌高校の魅力化は、ゼロ歳から18歳を見通した一貫した教育の推進には不可欠であり、引き続き協働で取り組んでまいります。また、生徒を全国から募集することで、新たな人間関係を結ぶ力の育成や地域活性化、関係人口の増加に寄与しており、町への効果は高いと確信しております。

はま留学生の募集につきましては、事業の評価検証を行いながら、今後の事業継続について検討してまいります。今後につきましては、地方創生推進交付金の延長を国へ要望するとともに、幅広い財源確保策の情報収集に努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 3回の常任委員会、あと前回の一般質問から通じてかなりこの指定管理の問題点は議論させていただきました。これを議論しているのは、不適格な部分もかなりあったというものも当局も認めながら、だったらこれがどうあるべきなんだというのを導き出したいがために、きちっと悪かったところは認めて是正して改正していかないと、町が委託というか協定を結ぶ相手にも迷惑がかかる。ひいては、常任委員会での昨日の議論、今日の議論のように、法令違反であるだとか、お金の使い方、支出が不適格だったとかという議論になるんです。なので、3回も議論してきましたが、今回は一般質問に立たせていただいたということで、町民の皆さんにもそれをきちっと理解していただきたいという意味で今日は登壇しました。そもそもですけれども、この指定管理制度の本来の目的について簡潔に答弁願います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 従来、公共施設は町のほうが直営で運営して、貸し館業務であったりだとか、そういったことで町民へ便宜を図る、利便性のあるようなそういった施設を提供するというで従来運営してきました。それを地方自治法の改正で、要は民間のノウハウを持って公共施設の運営をすることで、自治体が直接管理すること以上に町民の方々が利益を受けられるように、便宜が図られるように運営することが目的であるというのが一つと、あとは費用の軽減というのが目的で指定管理者制度というのが行われているというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうなんです。民間活力を導入して、行政運営ではなかなか融通が利かなかった部分を活性化していこうということ。プラス経費の縮減なんですよ。その経費の縮減が図られてなくて、逆に年々上がっていった。11月の常任委員会ではさらに上がるという資料が出されたから、これは何なんだということから始まったわけですよ。それは見解は同じだと思います。

突き詰めていったときに、質疑を重ねていったときに出てきたのが、その導入に向けた入り口の部分、なぜそこに決まったのか、なぜだったのかというところに費やしたわけです。後半のほうでは、確かに経費が多くなっていった、赤字の補填分でないかとか、いろんな質疑がありましたけれども、まず、町が人に、契約とは言わない、行政処分だという答弁もありますけれども、人と協議書、協定を結んで仕事をお願いするわけですよ。そうしたら、まず第一義的に双方というか、民間さんが迷惑を講じないようにするためにはきちっとそういう文書管理の在り方だったり、お願いのルールだったりを定めないといけないという話から始まるわけですよ。

ところが、答弁を見ていると、ガイドラインの整備が必要であると考えておりますということは、現在ガイドラインがないわけですよ。募集要項だったり、基本協定書、年度協定書だとか様々言葉はいろいろ交わしてきても、どれにも不備があったんだよね。全部がつながっていない。これに落とし穴というか、当局も答弁に苦慮しているところがあったと思いますけれども、そもそも、昨日もちょっと議論になりましたけれども、やはり新しいものを町が民間にお願いするときには慎重にやらないといけないんですよ。見切り発車という言葉もあります。確かにありますけれども、多額の税金を使って人にお願いするときには、これはどうなんだ、この段取りはどうなんだ、本当にこのお願い

の仕方でいいのかということで説明会をするわけですよ。だから、こういうときの初年度の説明会は来ることが絶対なんです、やる意思がある業者は。それをホームページで上げたから、来る来ないは別に問うていないとかという話になっていくので、それはちょっと乱暴ではないのという話ですよ。

だから、今遡ってみれば、応募する意思のある団体、会社については説明会は必ず出てくださいます。会社は一人でやっているわけではないんですよ。役員もいるし、いろいろな人たちがいる。それで、協議ができなかったことについては文書をもって質問してください、文書をもって回答します。これは建築の入札のルールですよ。文書をもって公開しながらやっていかないと、一極集中した答弁になってしまえばその人に肩を持ったことになるから、そういうところがいろいろ抜け落ちていたというようなことになります。

私、常任委員会でも申し上げましたけれども、副町長が説明会に出たとか出ないとか、それは今日は議論しないんですけれども、そもそも事務方が説明会を企画して実施して、その説明会資料に積算内容も公開して説明するという説明会ですよ、あれは。それをするに当たって、起案文書がないというようなことで常任委員会では答弁なさいましたが、それは間違いないですか。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 今、芳賀議員がおっしゃられたとおりでありまして、応募者予定説明会において、起案や実施した復命書等の開催するに当たり必要な事務処理を行った書類は一切ございません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ここなんですよ、責任の所在というのは。今、新しいものを民間活力を通じて役場の経費を削減しながらお願いしようと、いいことをやろうと。議会への説明会の中で、民間活力を入れて経費も削減になりますから、議会の皆さん、理解をお願いしますと言って通したんです。そうしたら、用意ドンのスタートラインを誰も知らない。誰も知らないというのは行政側が今までやってきた仕事を民間にお願いする説明会を企画するのに、事務方がいつどこでやるという起案、積算内容の入った資料をこういうふうの説明会に挑みたいんですけれどもと聞かないというのはどういうことなんですか、そもそも論。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 事実として、今回の説明会の主要文書、要するに公募するに当たっての文書がどのように決められたのかということに対しての起案文書がないという御指摘については、事実として、ございません。ただ、私はその当時の担当課長の責任で申しますと、本件については三度か四度、担当職員、それから当時の副町長含めて副町長室で議論した経緯があります。そのときに、私の記憶ははっきりしていますが、副町長から、要員については、1階の職員、その当時は臨時職員というふうに申し上げておりましたが、その臨時職員と図書館の職員を別々に考えるのではなくて、お互いに交流するようなことを考えたらどうかとか、それから具体的に指定管理をお願いするに当たってどういう企画をさせるんであるのかとか、様々微に入り細に入り質問を受け議論したという記憶はございます。

ただ、申し訳ございませんが、それはあくまでも町長に対する起案をする、要するに公募をする要求仕様書の段階であったために、その起案をするというところまでの行為をしていなかったことについては、これは役所の仕事として本当に間違いだったと思います。これは改めます。改めますというか謝ります。ですが、そういう議論が全くなしに当事者、私を含め班長の一存で要求額三千何万円、図書館とおしゃっちの見積り、積算をして、それを説明会の資料にしたという事実ではございませんので、ぜひそこは御理解をいただきたい。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それは理解していますよ。当たり前ですよ。3,200万円を職員が勝手に積み上げて説明会しましたなんて、あり得ることではない。その協議にももちろんその当時の館長さんが入ったり、副町長さん、町長が入らないまでもいろいろな積算があって、それをちゃんとして説明会をした。それは当たり前の話であって、ただそれを人を呼んで説明会をするんですよ。役場の庁議でやるのではないんですよ。だからそこに公の責任の欠如があったがために、これが二転三転しているんだと思います。

ましてや、その説明会に来た来ないの話もあつたではないですか、昨日から。それのでんまつの報告書もないと言うから、またこれが問題になっている。あのときに、1月何日の説明会においてどなたもいらっしゃらなかった、事前連絡が乙会社からだった。なので、後日に説明会資料を配付して説明する予定でありますとかという報告書があればよかつたではないですか。それがないがために、資料を出しても、何か副町長が出たような答弁になって、いや、実は出ていないんだ、担当からそういうふうに聞いたので

そのように答えたんだみたいに、何かこう雲に巻かれたようなイメージを持ったんですよ。

なので、やはり役場内でいろいろ調整したりすることはいっぱいあるでしょうけれども、殊さら人をお願いして、人と契約したり協定を結んだりするというときには、役場とと言われるからね。協働の担当課とやったんでない。役場と、役場が言ったと言うんですよ、民間は。そこら辺の何ていうのかな、その執行の在り方がいささか勇み足というか、拙速になったがために今のような不祥事めいたものにつながっているのかなというふうな感はありますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めてください。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 打合せの記録の文書であつたりだとか、発注に向けたその過程での起案文書、起案というか過程ですね。そういった場合については、やはり文章化して決裁を受けて、きちっと記録として残しておくというのが当然の事務の進め方というふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） やっぱり問題点を問題と把握しないと次につながらないから、私は入り口からやっているんですよ。入り口が一番大事だという話をしているのは、やっぱりその導入部分、新しいものをやるとかやらないとか、このほうがいいんだとかというようなことで、なおさら人に頼むときにはそういう責任はやっぱり役場さんのほうにある、行政のほうにあるということを認識しておいていただきたいと思います。

そこで、もう一つ、3回も常任委員会をしていて、「これが不備ではないか」、当局は「いや、通知に基づいてやっている」、「通知をこのように解釈しているからこれはいいんだ」と言っていますけれども、私は3回も常任委員会やっている間に、総務省に聞いたほうがよかったと。今の町の発注の仕方、答弁で改めて見ましたけれども、積算額や積算単価を提示することも認められていると解釈していると答弁ありますけれども、これは積算単価と認められていると解釈している。これは初年度もそうですか。この答弁についてどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 金額等について協議をしていいかということが、初年度もそうかという質問だろうというのでそれにお答えしますが、これは何を基にそういう判断をしているかという、平成15年の4月17日の総務省自治行政局長の地方自治法の一部を

改正する法律の中の指定管理の中で、議員も御存じのとおり条例で規定すべき事項という中の第3項に「指定管理者に支出する委託費の額等細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者間の中で協定を締結することが適当である」というふうに書いてありましたので、しろということではなく、一般的に適当というのは、いようにしろというような話になりますが、行政上においては適当ということは、そういうことは望ましいという意味に解釈をしたところでありました。したがって、これは必ずしろということではないというような理解をいたしました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） この文書ですよね、私も読みました。ただ、これは指定管理者にもう決定した上で、例えば後年度、このぐらいかかっているけれどもここは縮減したほうがいいよと、町の予算はここが頭打ちなので、もっと頑張って縮減していかないといけないですよという協議なら分かる。入り口の段階でオープンしたら、もう一者はどうするんですか。決定する前にオープンにしたら駄目だと思うんですよ、この積算根拠はね。ただこの答弁を見ているとオープンにしてもいように解釈しますけれども、これは決定前と後で一日違いでも全然違ってくると思いますが、この答弁で本当によろしいんですか。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。副町長。

○副町長（北田竹美君） 実施をする前には、要求仕様書というものを、決裁を受けてホームページ上に載せて募集を開始しています。その募集要項上には、指定管理費については三千何万円、ちょっと記憶が定かではありませんが、その額相当のものを指定管理の委託料とするという旨が書いてあるということを前提にしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 大区分が例えば3,200万円だったら、中区分で人件費だとか消耗品費だとか光熱費だとかというのがあって、小区分で光熱水費は電気代・ガス代があって、それに積算根拠があるわけですよ。そこを導き出すための数字は役場が作った資料があるわけですよ。それは公開しては駄目ですよ、例えば入札前だとか、説明会のときに。それを聞いているんですよ。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 一般の入札の場合にはまさに御指摘のとおりでありますけれど

も、指定管理の場合は、一般入札の場合には、私も詳しくは技術者でないので分かりませんが、内部で行われていることはその積算の単価というものを持っておりまして、その単価表を積み上げていくことによって入札が行われると、これが普通であります。

ただし指定管理者について、例えば何千何百万円でやりますといったときに、その内訳は人件費幾らなのか、それから維持管理費幾らなのかと、電気料は出すのか、あるいはエレベーター利用の管理費は出るのか等々については一切分からない、額しか出ないとしたら、これは指定管理は先ほど総務課長が言ったように、押しなべて町のサービスを向上していくという点については、何をどうしていいかという部分について、自社で全てお金を出してやる分については構いませんが、町から委託するという部分については、その詳細はやはりこれぐらいは考えているということは出さざるを得ない。これが一般の競争入札と指定管理の違いです。ということをお理解いただきたいと思えます。

したがって、公募に当たっては、あるいは説明会に当たっては、人件費はこれぐらい役場では考えています、維持管理はこれぐらい考えていますと、それから貸し館料もこれぐらい考えていますというようなこととお話しした上で、それで、相手方はこの事業費でやっていただけるかどうかを判断していただく、こういう流れになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私もその説明会の資料を持っていますので、それは分かっていますよね。そこまでやっぱり説明をしていかないと、応募する人が大変だろうと。だったら、何で説明会に来ないのやという話ですよ。その大事な説明会に来なくても決まるのかというところに疑問があるんです。厳しいようだけれども、当たり前のお話ですよ。いや、答弁はいいです。分かっています。

その管理料が、それだけ役場が積算して積み上げたんだったら、何で令和2年の当初が3,200万円で、9月の補正で3,500万円になって、令和3年度に3,600万円になって、令和4年度に4,100万円になるのかということですよ。また今度は、11月に議論したときに、来年度からまた指定管理を続けるに当たって、3,200万円が4,100万円になった数字が、今度は人が足りないとか様々な理由があって6,000万円になり、令和6年度で5,100万円、令和7年度で5,900万円になっていった。

こんな数字を出されたら誰でもね、いやちょっと待ってくれという話になるのではないですか、そもそも。民間活力はいいにしても、経費の縮減どころかもう倍々ゲームです

よね。だから、そこに何を役場さん、チェックしてきたんですかと再三、常任委員会でやったわけですよ。答弁が「これがなかった」、「失念していました」、「この事務処理の起案書はなかったです」とか、「ちょっと不備がありました」とか、「基本協定と年度協定がつながっていない」とか、「額が漏れていた」とか、そんなんでは公募できるわけがない。議会が公募をやめろと言ったのではない。町長が判断して、こんなんでは公募できないから取りあえず一旦は直営に戻しますという判断を町長がなされた。それでよろしいですよ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 芳賀議員の言ったとおりです。そういう状況からすれば、事務も含めて、私そのままのところ指定管理ができないということで直営に戻しました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） やっぱこういう議論が町民さんに伝わらないところがあって、議会が一方的に町を責めている、おしゃっちを閉めているとかという話ですけども、やっぱり前段、菊池議員が言ったように、こういうのを見ていくのが議員なんです。だからちょっと待ってくれと、きちっと議論して丁寧に説明してくださいと言ったら、答弁に苦慮したからストップがかかったんです。それだけの話です。おしゃっちを閉めるとか、そんな話をしているのではなく、人をお願いするときにはそれなりの根拠を持って、ルールを持っていかないといけないという話です。

もう一つ、条例がいろいろ出てきていますけれども、町にも指定管理に関する条例というのがあるんですよ。大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例というのがあるんですよ。ただこの条例には、指定管理料は協議して決めるなんていう表現はないんですよ。だから、ここも後でちゃんと見直してください。そうでないと、また条例改正はなるでしょうけれども、先に言っておきます。また条例かと、そんなことは言わない。やっぱり一つをやるときにはいろんな条例があって、その総合を見ないといけない。だから、この平成15年の通知でも出ているではないですか、条例改正する必要があるよと。それが漏れていたんです。平成15年の通知から7年たって平成22年の通知、同じ総務省自治行政局長からの助言が出ているんです。御覧になっていますよね。やっぱりこれを7年各地方自治体が運用してやっぱり不備があったんです。いろんなトラブルがあったんですよ。だから、改めて国のほうで助言ということでこの文書を出した。

これの大事なものは、私は債務負担行為だと思っているんですよ。3,200万円をお願いしてきたけれども、役場の予算が来年度はないから3,000万円ですべてやってくれと。そうしたら民間を苦しめることになるから、3年委託するんだとしたら3,200万円の3年をきちっと議会の債務負担行為で設定してくださいよと。そうすれば、いたずらに民間さんを、何ていうのかな、下げることはできないようになるから。ところが、大槌の場合は逆に、債務負担行為をしないのが逆手に取られたという乱暴な表現もある、ないかも分からないけれども、毎年のように価格が上がっている。それを指摘を受けたから令和5年度からは債務負担行為を設定するとはなったものの、中身があまりにも乱暴な数字だと私は認識しているので、そういう意味ではきちっと精査をお願いしたいというようなところがあります。

もう一つが、総務省のほうに私、伺ったらどうだったんですかというものについて、照会中でありましてという答弁についての内容は今どうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 岩手県の市町村課のほうを通しまして、総務省のほうに問合せ中でございます。ここの答弁にあるとおり、まだ回答のほうはいただいておりません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今さらそんなことを聞かれても困るもんね、国も。そういう答弁ではないですか。それは地方自治体がきちっとルールを決めていないからあんたたちが困っているのではないんですかと言いたいのではないんでしょうかね。ちょっと分からない。私も国の立場ではないから分からない。だから、やはりきちっとしたルールは、これをきちっと反省して検証して、きちっとした上で次に公募なざるならなきたほうがいいし、それが住民にちゃんと公平に公正に伝わってやられたほうがよろしいというふうに思います。ちょっと時間がないので次に行きますけれども、この点については以上とします。

質問権の話です。前段の議員さんがちょっと振ったので、そもそもこの質問権というのは、例えば私が今質問しているではないですか。芳賀の言うのはちょっと理解ができない、だから答弁に苦慮しているというような、正確に答弁できていないというような要望書なんですけれども、議長がちょっと今の質問だと当局が困るからもう一回ちゃんと質問し直してやってくださいとか、そういうことをやり取りしているので、私は必要

ないと思うんですよ。それに、読み上げたとおり、逆に聞きます。この質問権、議会では反問権というんですけれども、反問権をこういう要望書で議会側に出すんですけども、答弁するのは関係課長ではないですか。関係課長、庁議のときにあんたたちの意見はどうなんだというふうなことというのはやったんですかね。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回、議会のほうに質問権等の付与について要望する際に、二役とも協議を行いました。その中で、議会ですから担当課長のほうでも答弁をする機会等もございますので、そのことについて庁議の必要性のところについても相談させていただきました。ただ、その中では、この反問権についてはやはり首長が主に責任を持って答弁する部分であるというところなので、主に行使するのであれば首長のほうになるんだろうというようなこともあって、庁議のほうには付しておりません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いや、総務課長、それでは私はいかんと思うけれどもね。確かに町長は全責任において答弁なさいますよね。でも、それを下支えするの職員ではないですか。数字を積み上げる、制度設計をする、担当課が起案して、ぜひ来年度この事業にしたい。町長、これ認めてくださいよと言うではないですか。それを町長が答弁するから二役で決めるというのは、ちょっといささか乱暴なんだと思う。何でかと言ったら、逆にこれを認めて、では一般質問通告しませんと、議会初日にやりますと。通告しないでこういう議論をしていったら、通告してさえ12月の定例会、先ほどの菊池議員の暫時休憩、こんなのずっとやらないといけないんですよ。

私が心配するのは、通告するという意味というのは聞きたいことはこういうことなんですと。10日あるわけだから、いや、議員さんこの質問の趣旨が分からないので、これはどういうことなんですかと電話も来る、きちっと答える、文書にする。それが形だと思っと思うんですよ。行き当たりばったりで本会議で質問したりしては駄目だと思うんです。言っている意味が分からないなら、議長が議事整理権を使って、議長も分からないのであれば多分当局も分からないだろうから、俺は解釈できないと思って、議長は「いや、芳賀議員、今の質問はちょっと理解できないので、もう一回きちっと分かるように質問してあげてください」と言うではないですか。再三聞きますよ、私、議事整理権。

役場というか、議員必携にある質問権の行使、ただいまから反問権の行使を行います。何々議員さん、今の質問についてちょっと理解できないので反問権を行使します。議長

はそれに応じて、ただいまの反問権を認めますなんていう議事録になっていくんですよ。こんなのやっていったら、こんなと言ったら失礼だけれども、こういうふうなていで議会運営したら、定例会なんて1か月ぐらいかかりますよ。やはり丁寧に議論をするためと、きちっと文書を残すというものから、通告制だったりするということが、私、議員でもう11年になりますけれども、痛切に感じますけれども、今の私の意見についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 様々に芳賀議員の御指摘ありがとうございます。今回のことでは、やはり私も含めて、その疑問に対して答えていけないというところがあって、それについて分からないと。議会の中で議員お話しのあったとおり、議長のほうの整理権を含めて様々にやっていただけるというのは十分承知はしています。しかしながら、内容的にやはり判断できない部分があって、その部分については手を挙げて、私があえてこの反問権ではなく質問ということを見せていただいたのは言葉のあやではなくて、やはり反論や説得ではないです。やはり疑問と思うところを質問させていただきたいということです。

もちろん、細かな部分では各課長が合わせてその質問をしているのは十分承知しています。一般質問に対して聞き取りをして調整をしているのは十分承知していますが、やはり根幹になすことがあって、それについてどうなんだと。今回のこともそうなんです。やはり談合問題とか、犯罪につながるとか、様々なことに対してもそう思われる理由とか、そういう根拠は何なのかという部分は聞いておく必要があるだろうというふうな思いで、今回その質問権という形で整理をさせていただきました。様々に議員のほうから指摘されることは十分承知をしていますので、それを受けながらしっかりと在り方について要望はしましたけれども、またここは議会との対応を図りながら、スムーズな議会運営を行うことが、町民の皆様には話が分かりやすくなることになると思いますので、その辺はきちんと考えさせていただきます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） よかったです。何はともあれ、我々もそうなんだけれども、傍聴している方、あとテレビを見られている方に正確にこの議論の中身が伝わらないと、また変な話になるというのが一つ。あと、言葉ですから、例えば1時間の持ち時間の中で感情的になったりとか、いろんな場合もあります。ちょっと言い過ぎてしまった、答弁

もちょっと過剰に答弁してしまう、いろんなものもあるではないですか。でも、やはりちゃんと通告に基づいてルールを守ってからやらないと、後で取り返しのつかないことになっていかんのかなということも勇み足的に申し上げましたが、この点については私が決められるものではないので、議会運営委員会を通じてきちっとコメントが出されるでしょうから、それを少しお待ちいただきたいと。

ただ、考え方については、質問権、反問権というのは、町が反論するというのではなくて、議員の質問の趣旨が分からないときに、分かりやすく教えてくださいということと言うということ自体が反問というふうな字句なわけですよ。だから、反問という、多分一般町民は、役場の職員が議員に反論する権利が与えられるんだなというふうに取りられるのではないかなと思って、あえてこれを議題にしたんです。反問権というのは、私、例えば議員がここに立って、自席から問いかけた内容が意味不明で担当課長が答えられないときに、いや、もう一度こういうことについてこういうふうに解釈していますが、違うのであればもう一回お願いしますとか、そういうことの議論が反問というんですよね。それを一々議事録に載せながら進行していくと大変になるのではないですかというようなことであえて取り上げましたので、これについてはまた後で議運の中でも議論していきたいと思えます。

時間もなくなってきました。昨日高校入試がありました。大槌高校の受験者数とはま留学生、答弁では5人となっていました。その状況についてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） はま留学生ですが、5名受験しております。申し訳ございません、ちょっと時間をください。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。他職員で分かる方、教えてやってください。再開いたします。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 63名受験しております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 増えていますよね。よかったです。私、この質問をしたときに、嫌みというか、はま留学に問題があるということと言わんがためにこれを出したんですけれども、この前のおしゃっちでははま留学、議会側から2人の常任委員長が行って、町の今の課題、テーマはこれなんだ、高校生の1年生の皆さん、考えてくださいと言ったら、物すごくいい発表が返ってきた。その中身を見てきちっと答えてくれた生徒がは

ま留学の生徒だったんですね。なので、私、登壇する前までは、はま留学にきちっと目的を持たないといけないのではないか、大槌町でない県外から留学生を迎え入れるのはいい、数の論理ではいい、高校は存続できるからいい、でも3年たったらいなくなって終わりだと、そんな制度設計でよろしいんでしょうかとも言いたいですよ。言っていますからね。

ではなくて、大槌で学び育った生徒がいつか戻ってくれるような制度設計にしたほうがより町に効果があるんじゃないかという話をしたいわけですよ。喜ばしい63名も受験する数字を聞かないといけないのは駄目ですよ。全然駄目です、話にならない。そういうことなんです、役場の責任というのは。今ホットではないですか、去年の話を聞いているわけでもないのに、いじめているのではなくてね。やっぱり、そういうことをきちっと議論していかないと無駄な時間になります。なので、本題に戻ります。

この国の地方創生を使っている補助金が令和6年度で終わるわけです。今、高校生、はま留学を支えるべく使っている予算が交付金で年間1,200万円ですよ。同じ額を町が負担しているんですよ、高校生のために。ということは2,400万円ないといけない。令和6年度で終わる。令和7年度になったら町が2,400万円出すんですか。そういうわけにはいかんでしょ、県立高校なので。だから、きちっとした議論をして検証していかないととんでもないことになりますよというふうに言いたいんですが、現在どのように捉えていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 令和6年で終わるといのは本当に喫緊の課題だと思っております。それで、今後ですが、やはり県・国に継続していただけるよう、全力を挙げて働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 教育長とは意思疎通を図りながら、共有を図りながらなんですけれども、やはり大槌高校は、先ほど議員が話したとおり、大槌町から高校をなくしてはならないという一点はあると思っております。その中で、はま留学を含めて様々な施策は打っていますので、その辺はこれから維持をしていく中で、先ほど学務課長が話した件もそうなんです、いろんなメニューを使いながらもっとよりよい大槌高校が残る、存続する、学校がなくなると地域が廃れるという部分は十分承知をしていますので、それをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 残せばいいことではなくて、残すことに意味がある残し方をしてください。学校というのはそうですよ。義務教育学校ではないですよ、県立高校ですよ。役場が町の予算をどの程度使っているかという物差しを持っていないといけないわけではないですか。県立高校を残すために、中学校までかけなければならない費用を、そこに投じないで高校生のほうに投じるなんていうことがあったら、これは駄目ですよ。さっきの給食費の無償の問題もそうだし、いろんなものに子供たちにお金をかけていけないというふうに向性になっている、国自体が。なので、県立高校であるということと、大槌高校を存続させるということと、残していく意味、意義をきちっと検証してください。そうではないと残ればいい話になる。

例えば、今はま留学生が5人受験しなかったとしても58名受験したことになりますよね。そういう意味で、やっぱりこの魅力化というものが何なのかと。ただま留学も最初は他県から来るだけが、やっぱりそこに何か大槌高校の魅力があるんでしょうね。私の知っている地元の高校受験の子が四国を受験した。何でかという、その四国の高校にはこういうことができる高校だからと発言した生徒がいた。やっぱり子供たちも見てきちっと選んでいるということで、魅力の発信につながれば、手を挙げる大槌高校を受けたいという人も今後出てくるのかなと思うので、それを期待するところです。

町長の施政方針について触れませんでしたけれども、この答弁を聞いて分かるとおりに、きちっとそこを認識しながら、残りの任期を頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日9日木曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 0時42分